

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和6年1月5日

横浜市契約事務受任者
戸塚区長 國本 直哉

- 1 契約の概要
下郷小学校コミュニティハウスバルブ補修業務
- 2 履行（納品）場所
下郷小学校コミュニティハウス
- 3 契約日
令和5年12月8日
- 4 履行日又は履行期間
契約決定した日から令和5年12月20日まで
- 5 契約金額
78,100円（うち取引に係る消費税額 71,000円）
- 6 契約の相手方（名称及び所在）
横浜市戸塚区秋葉町470番地
秋葉建設工業株式会社
代表取締役 鈴木 孝治
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由
下郷小学校コミュニティハウス内トイレのフラッシュバルブについて、故障により給水が止まらず水が流れ続けるとともに、トイレが使用できない状況になったことにより、施設の利用や管理運営業務に重大な支障が生じたため。
- 8 契約の相手方の選定理由
有資格者名簿に登録のある市内中小企業かつ、本修繕業務への即時対応が可能であったため。
- 9 所管課
戸塚区総務部地域振興課